

工場主 北山 清松
資本金 二萬五千圓

事業 飛行機ノ修理並手入

三 労働者側

便利労働者 二十一名 (常備男四 臨時男四女二 徒弟男一)

争議参加者 男 八名

加盟労働組合 總 同 盟

争議参加者中組合加盟者 男 八名

四 争議発生原因

会社ニ於テハ失職中ノ小林章信ナレ者ニ関係シ一時的ニ就勞セシメ居タルカ八月五日解雇シタル爲メ總同盟ニ加盟シ居レル木材業ハ之ヲ契機トシテ組合組織ノ計畫ヲ樹テ策動シタル結果七名ノ加盟者アリテ復職其ノ他ノ受領ヲ提出スルニ至レリ

五 争議解決ノ経緯

六 要 求 事項 (要領書)

1. 工場法ヲ施行サレ度シ
2. 健康法ヲ施行サレ度シ
3. 退職手当制度ヲ制定サレ度シ
 備一ヶ年勤続ニ對シ日給三十日分
 以上一ヶ年ヲ増ヌ毎ニ日給三十日分加算スルニト
4. 第一弟三日曜ノ定休ヲ確保シ及祭日ハ休業サレ度シ
5. 四大節ハ公休サレ度シ
6. 年二回昇給サレ度シ
7. 作業早出ノ場合ハ三割ニサレ度シ
8. 臨時休業ノ場合ハ日給ノ六割支給サレ度シ
9. 出張ノ場合ハ手當ヲ支給サレ度シ
10. 小林章信ヲ復職サレ度シ